

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

● **対象者** 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

● **減税額** 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
(注釈)

1. 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
2. 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の状況によります。
3. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

● **減税方法**

1. 特別徴収（給与天引き）の方

令和6年度の徴収開始月である6月分は徴収せず、定額減税後の税額を7月から翌年5月までの11分割で給与天引きします。

(注釈)

定額減税の対象にならない均等割のみの課税者や合計所得金額1,805万円を超える場合は、これまでどおり6月からの徴収になります。

2. 普通徴収（納付書や口座振替等）の方

第1期分の納付額から特別控除に相当する金額を控除し、その差額を納付。

また、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。

3. 年金特別徴収（年金天引き）の方

10月分の年金天引き分から特別控除に相当する金額を控除し、差額を年金から天引き。

また、10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

● **問合せ** 税務会計課 ☎82-1224

『たいせつに みずはみんなの たからもの』第66回「水道週間」6月1日（土）～7日（金）

梅雨の時期とはいえ晴れた日には真夏を思わせます。そんな時、蛇口から出る水を口にし、暑さをしのぐこともあると思います。

皆さんの家の蛇口から出てくる水道水は、川や井戸などの水が浄水場できれいにされ、水道管を通して各家庭へと届けられています。水道の水は炊事・洗濯・お風呂等私たちの生活に欠かせない大切なものです。

途絶えることなく安全でおいしい水道水を供給するため、施設維持管理に日夜努力してまいります。時には断水することもあります。緊急時や施設を管理するうえで必要なことですので、ご理解ください。

6月1日から1週間は水道週間です。たくさんあるように思える水ですが、私たちが飲める水はほんのわずかです。また、雨が少なく渇水となった場合はなおさらです。皆さんも限りある水のことについて考えてみませんか。

● **問合せ** 建設課 ☎82-1222